



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和7年2月4日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 用地課
 社会教育課 生涯学習推進室
 社会教育課 歴史博物館
2. 監査の対象期間 令和5年度分
3. 監査の実施期間 令和6年12月10日 ～ 令和7年2月4日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅 一 ・ 千木良 孝 之

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和7年2月10日(月)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【社会教育課 生涯学習推進室】

（指摘事項）

（1）団体事務局について

（決裁）

団体事務局での文書受付や決裁伺いを行っていないものが見受けられた。

団体事務局においても、その権限に属する事務の処理について、文書收受や最終的に意思決定を行う決裁が必要である。決裁には、市の様式に準じた団体専用の起案用紙を使用し、市職員と外郭団体の事務局職員としての役割の区別化を徹底されたい。

（現金払い・財務伝票）

現金払いが多く見受けられた。公金の取扱い等にかかる指針では、「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」、さらに「各種団体事務局等に支出した現金等においても権限の範囲において、市の公金と同様、指針に沿って適正管理を行う旨留意すること」と示されている。各団体の会計処理は市職員が努めており、職員が管理している公金である。公金管理の適正化の観点から、職員ができるだけ直接現金に触れないよう、原則振込払いとし、やむを得ず現金払いとなった場合は、資金前渡伝票等による起票を行うなどの事務改善を求める。

また、出納簿はあるものの、収入・支出・資金前渡伝票等がない団体が1団体見受けられた。市職員として団体の準公金の取扱いを行っていることを十分に留意し、入出金伝票等の起票を行い、起票者以外の者が決裁を行う等、複数チェック体制の確立に向けた会計事務の見直しを求める。

（源泉徴収）

源泉徴収していない謝金や支払調書を送付していない支払いが見受けられた。源泉徴収が必要な謝礼等については源泉徴収を行い、本人へ支払調書を送付するよう適正な事務処理に努められたい。

【用地課】

（指摘事項）

特に指摘すべき事項はなかった。

【社会教育課 歴史博物館】

（指摘事項）

特に指摘すべき事項はなかった。